

広島県教育委員会訓令第10号

県立学校

広島県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年十二月二十六日

広島県教育委員会

教育長 下崎 邦明

広島県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令

広島県立学校職員服務規程（昭和二十九年広島県教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第六条の見出し中「介護休暇」の下に、「介護時間」を加え、同条第六項中「前項の」を「前項に規定する」に改め、同条中第八項を第十項とし、第七項を第九項とし、第六項の次に次の二項を加える。

7 職員は、条例第十四条の二に規定する介護時間の承認を受けようとするときは、当該承認を受けようとする期間の始まる日の前日から起算して一週間前の日までに、要介護者に関する事項、要介護者の状態、具体的な介護の内容及び期間を明らかにして校長に請求しなければならない。

8 前項に規定する介護時間の承認の請求は、休暇簿によつて行わなければならない。

附則

この教育委員会訓令は、平成二十九年一月一日から施行する。